

令和3年度予算の概要

(食料産業局産業連携課)

令和3年4月
農林水産省

目次

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 地域食農連携プロジェクト（L F P）推進事業 | 1 |
| 2. 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係） | 2 |
| 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）による支援の概要 | 3 |
| 3. 6次産業化サポート事業 | 4 |
| （参考1）6次産業化・農商工連携等に取り組む計画の認定について | 5 |
| （参考2）六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例 | 6 |
| 6次産業化に関する相談窓口・情報案内 | 7 |
| 4. 地域の食の絆強化推進運動事業 | 8 |

1 地域食農連携プロジェクト（LFP）推進事業

【令和3年度予算額 222（－）百万円】

<対策のポイント>

地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるように、地域の食と農に関する多様な関係者が参画した地域食農連携プロジェクト（LFP）を構築し、地域の関係者が自発的に企画・実行する持続的なビジネスの創出を支援します。

<事業目標>

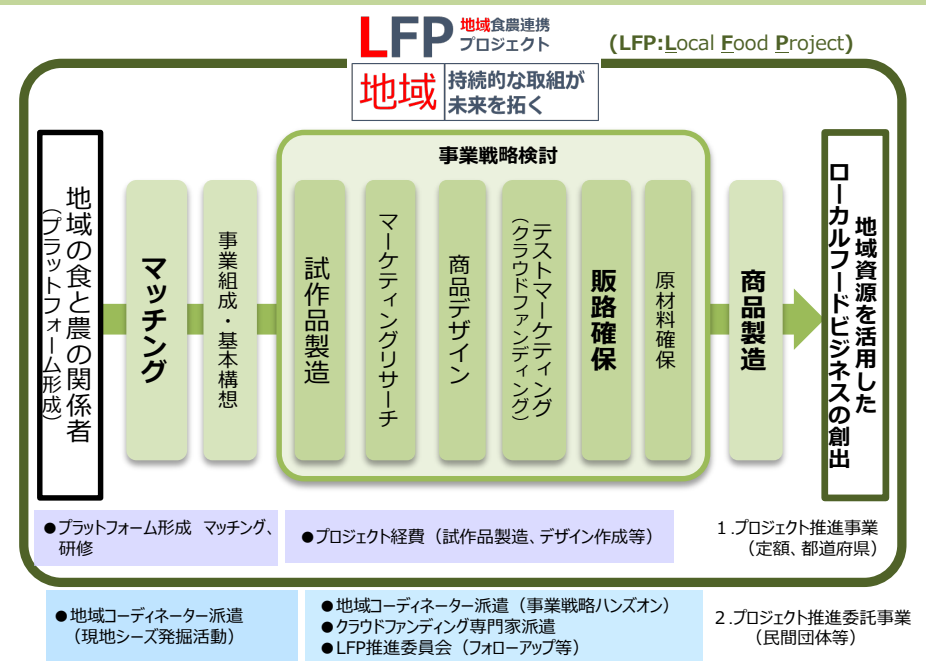
地域食農連携プロジェクト（LFP）に取り組む都道府県数（47都道府県 [令和4年度まで]）

<事業の内容>

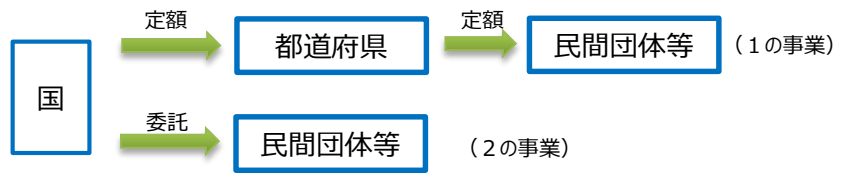
1. 地域食農連携プロジェクト推進事業 152（－）百万円
 地域の農林水産物を活用した持続的なローカルフードビジネスを創出するため、地域の農林漁業者や食品関連企業等のネットワークを構築し、マッチング、プロジェクト経費（試作品製造等）を支援します。

2. 地域食農連携プロジェクト推進委託事業 70（－）百万円
 地域食農連携プロジェクト（LFP）の組成や事業戦略の検討に関する地域コーディネーター派遣、新規ビジネスに結実したプロジェクトに対するクラウドファンディングを活用したスタートアップ支援を行います。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



LFP創出イメージ (地域の農林水産物や食文化の魅力を活かした産品を発掘する「味の匠応援プロジェクト」受賞作品より引用)



出所： <https://www.fanaward.jp/introduction.html>

2 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）

【令和3年度予算額 1,894（2,534）百万円の内数】

<対策のポイント>

6次産業化の推進に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した**新商品開発**や**販路開拓等**の取組、**加工・販売施設等の整備**及び**新たな高付加価値商品等**の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

<政策目標>

6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食料産業・6次産業化推進交付金

186（245）百万円の内数

① 6次産業化の推進

ア 業務用需要に対応した**BtoB（事業者向けビジネス）**の取組、「**農泊**」と連携した観光消費の促進及び**農福連携**の発展に資する**新商品開発**や**販路開拓等**の取組を重点的に支援します。

イ 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される**6次産業化・地産地消推進協議会**を設置し、**6次産業化等に関する戦略の策定（更新）**や**6次産業化に取り組む人材を育成**する取組を支援します。

② 研究開発・成果利用の促進

新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

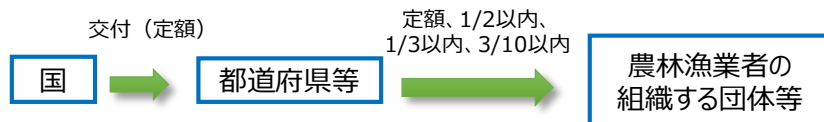
2. 食料産業・6次産業化整備交付金のうち「6次産業化施設整備」

1,708（2,289）百万円の内数

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**加工・販売施設等の整備**に対して支援します（業務用需要に対応した**BtoB**の取組、「**農泊**」と連携した観光消費の促進及び**農福連携**の発展に資するものを重点的に支援）。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

<事業の流れ>



○ 「6次産業化の推進」「6次産業化施設整備」の重点支援分野

業務用需要に対応したBtoBの取組の推進



高い品質管理下での業務用一次加工品等の製造・供給

「農泊」と連携した観光消費の促進



加工・販売の事業と一体的に行う加工・収穫体験等の提供

農福連携の発展



障害者との協働による商品化

※重点支援分野に該当しない新商品開発（地場産農林水産物を活用した施設給食メニューや介護食品の開発を含む）や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、6次産業化の取組に必要な非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も支援の対象となります。

○ 6次産業化等に関する戦略の策定



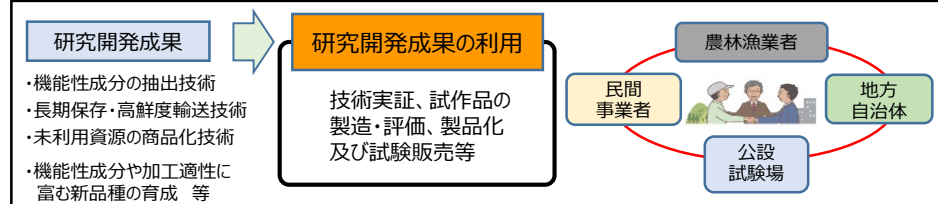
・6次産業化等に関する戦略の策定（更新）
・戦略に関する交流会の開催

○ 6次産業化に取り組む人材の育成



経営感覚を持って6次産業化に取り組む人材の育成のための研修会の開催等

○ 研究開発・成果利用の促進



【お問い合わせ先】 食料産業局産業連携課（03-6738-6473）

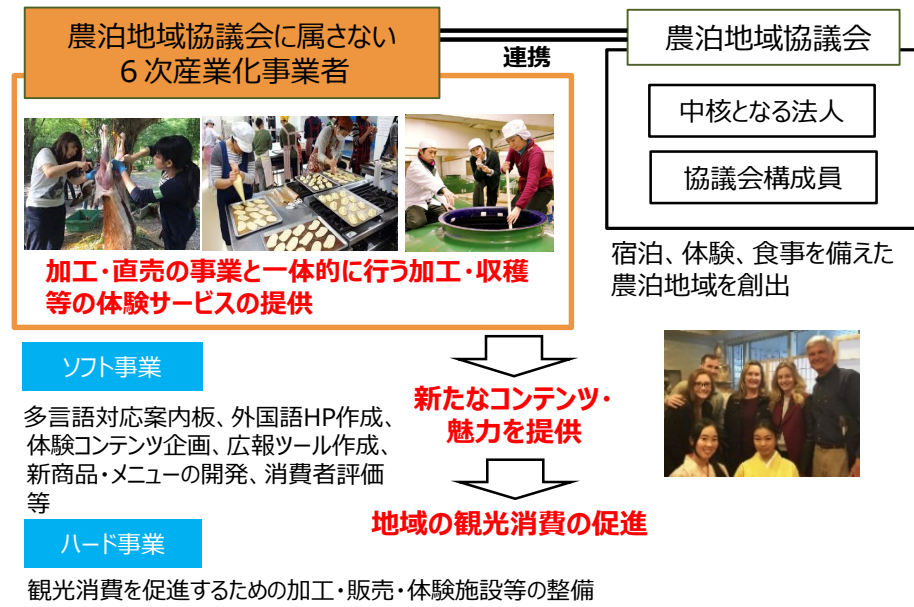
食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）による支援の概要

重点支援分野

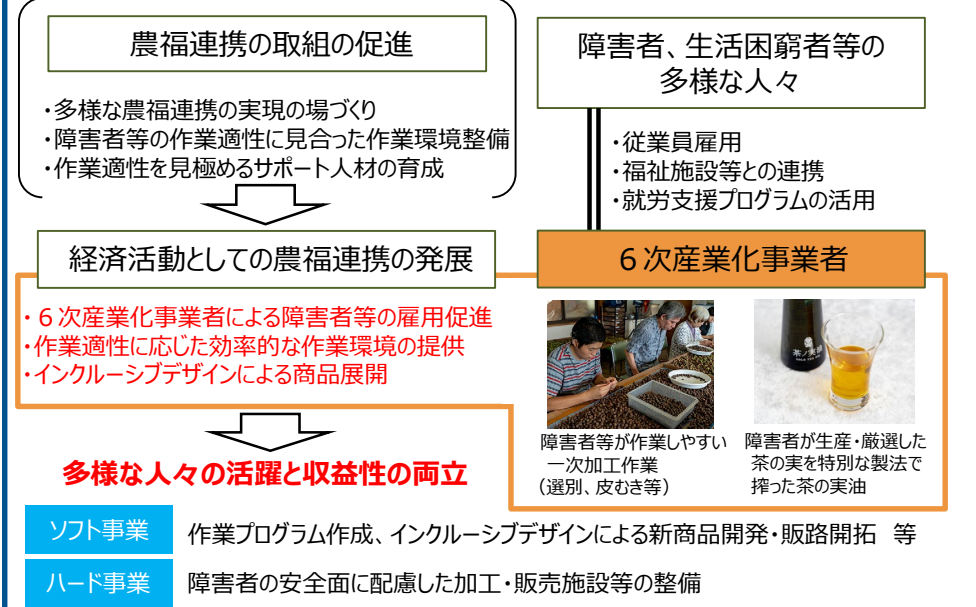
① 業務用需要に対応したBtoBの取組の推進



② 「農泊」と連携した観光消費の促進



③ 農福連携の発展



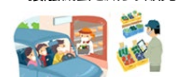
※重点支援分野に該当しない新商品開発（地場産農林水産物を活用した施設給食メニューや介護食品の開発を含む）や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、6次産業化の取組に必要な非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も支援の対象となります。

○推進体制整備事業

【交付率：定額】

- ・都道府県、市町村の6次産業化戦略の策定（更新）
- ・6次産業化に取り組む人材育成のための研修の開催

接触機会を減らす販売



ドライブスルー方式の導入

【交付率等】

ソフト事業：1/3以内（農福連携の発展の取組、市町村戦略に基づく取組は1/2以内）

ハード事業：3/10以内（中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に搭載された事業、市町村戦略に基づき実施する事業、事業計画の認定から2年以内に障害者等を雇用する事業は1/2以内）

ハード事業の交付金上限額：1億円（重点支援分野の①に該当する場合は2億円）

※ハード事業は、六次産業化・地産地消法又は農商工連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が対象

3 6次産業化サポート事業

【令和3年度予算額 453 (531) 百万円】

<対策のポイント>

6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等の育成、外食・中食等における国産食材の活用を支援するとともに、6次産業化の優良事例の表彰等を通じた普及啓発を行います。

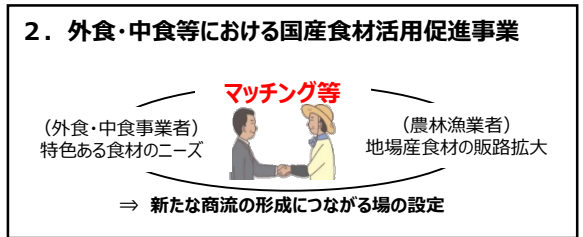
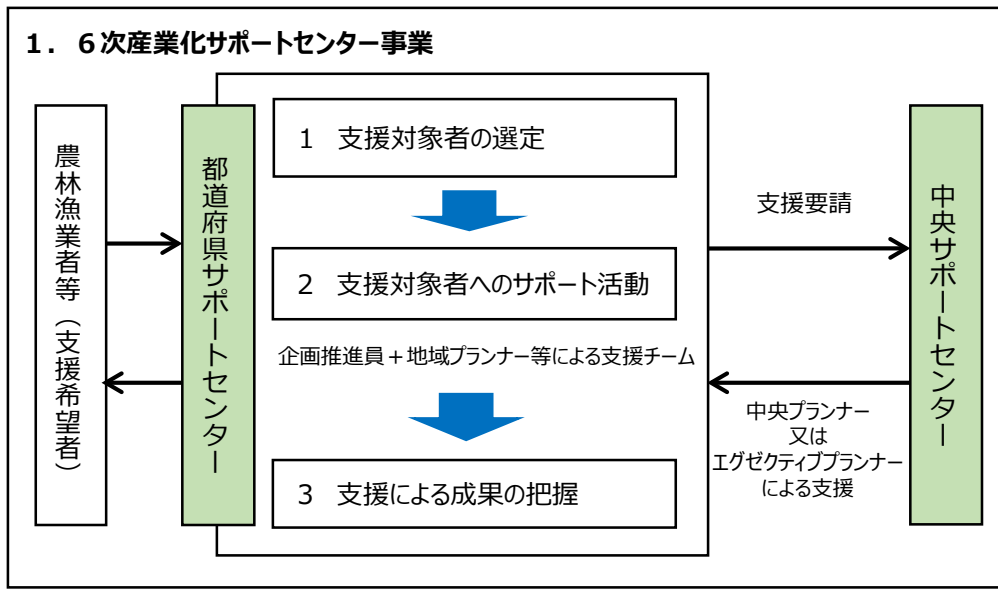
<事業目標>

6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加 (93事業体 [令和7年度まで])

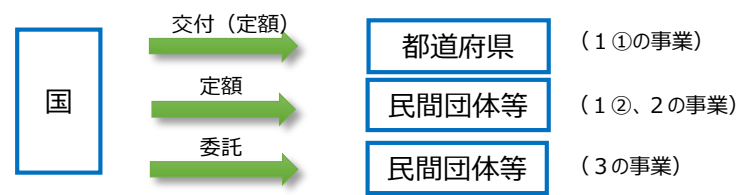
<事業の内容>

- 1. 6次産業化サポートセンター事業**
 - ① **都道府県サポートセンター事業** **350 (400) 百万円**
中央サポートセンターと連携して、6次産業化に取り組む事業者の経営改善に資する**質の高いサポート**を実施します。
 - ② **中央サポートセンター事業** **70 (92) 百万円**
都道府県段階では不足している専門分野の人材をカバーするとともに、**経営やサプライチェーン全体を見渡せるエグゼクティブプランナーを選定・派遣**し、支援を受けた事業者を**地域の優良事業者**に育成する取組を重点的に支援します。
- 2. 外食・中食等における国産食材の活用促進** **18 (24) 百万円**
農林漁業者と外食・中食事業者のマッチング、ジビエ肉の商談会の開催、情報共有体制の構築を支援します。
- 3. 6次産業化普及啓発委託事業** **15 (15) 百万円**
6次産業化の取組の質的向上や関連事業者等との連携強化を図るため、6次産業化の優良事例や全国各地の地産地消等を推進する事業者を募集し、優れた取組・活動を表彰し、情報誌・インターネット等により全国に発信・展開します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 1、3の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
2の事業 食料産業局食品製造課 (03-6744-7177) 4

(参考1) 6次産業化・農商工連携等に取り組む計画の認定について

六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画

農林漁業者等の方は、6次産業化に取り組む計画（総合化事業計画（5年以内））を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができます。

総合化事業とは、農林漁業者等が、農林漁業に加え、以下のいずれかに該当する事業を行うものです。

- ・ 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方法の改善
- ・ これらを行うために必要な生産の方式の改善

【認定要件】

次の2つが満たされることが必要です。

- ・ 総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計が5年間で5%以上増加すること
- ・ 農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体について、所得が開始時点から終了時点までの間に向上し、終了時は黒字となること

六次産業化・地産地消費に基づく研究開発・成果利用事業計画

【事業主体】

業種、事業規模等について特段の制限はありません。

【事業内容】

次のいずれかを行うことが必要です。

- ・ 農林水産物等の生産等又は販売の高度化に資する研究開発
- ・ 新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発
- ・ 上記いずれかの研究開発及びその成果の利用

【計画期間】

5年以内（新品種の育成を行う事業に関する計画にあつては10年以内）

農商工等連携事業計画

農林漁業者等の方は、中小企業者と農商工連携に取り組む計画（農商工等連携事業計画（5年以内））を作成し、農林水産大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができます。

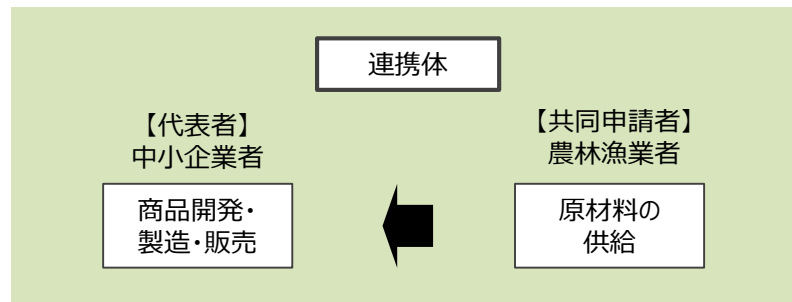
農商工等連携事業とは、以下の基準に該当するものです。

- ・ 農林漁業者等と中小企業者とが有機的に連携して実施する事業であること
- ・ それぞれの経営資源を有効に活用したものであること
- ・ 新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること

【認定要件】

次の2つの指標が5年間で5%以上増加することが必要です。

- ・ 付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）
- ・ 売上高（中小企業者については総売上高、農林漁業者については認定計画における農林水産物の売上高）



(参考2) 六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例

六次産業化・地産地消法による認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等及び促進事業者、農商工等連携促進法による認定を受けて農商工等連携促進事業に取り組む方は、以下の資金について特例措置を受けることができます。

資金名：農業改良資金

金利：無利子

償還期限：通常10年以内を、特例で12年以内に延長

据置期間：通常3年以内を、特例で5年以内に延長

限度額：個人 5,000万円

法人・団体 1億5,000万円

お問い合わせ先：(株)日本政策金融公庫、農協等



資金名：林業・木材産業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常10年以内を、特例で12年以内に延長

据置期間：通常3年以内を、特例で5年以内に延長

限度額：【林業】個人 1,500万円

会社 3,000万円

限度額：【林業】団体 5,000万円

限度額：【木材産業】1億円

お問い合わせ先：都道府県



資金名：沿岸漁業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常の貸付けより1年又は2年延長

据置期間：通常の貸付けより1年又は2年延長

限度額：貸付内容により、限度額が異なります。

お問い合わせ先：都道府県、漁協



6次産業化に関する相談窓口・情報案内

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| 北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 | 〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル 電話：011-330-8810 | (担当都道府県) 北海道 |
| 東北農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 | 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 電話：022-221-6403 | 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 |
| 関東農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 | 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：048-740-5341 | 茨城県 東京都 栃木県 神奈川県 群馬県 山梨県 埼玉県 長野県 千葉県 静岡県 |
| 北陸農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 | 〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-232-4890 | 新潟県 富山県 石川県 福井県 |
| 東海農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 | 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 名古屋農林総合庁舎1号館 電話：052-223-4602 | 岐阜県 愛知県 三重県 |
| 近畿農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 | 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下る丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 電話：075-414-9025 | 滋賀県 兵庫県 京都府 奈良県 大阪府 和歌山県 |
| 中国四国農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 | 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話：086-224-9415 | 鳥取県 徳島県 島根県 香川県 岡山県 愛媛県 広島県 高知県 山口県 |
| 九州農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 | 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話：096-300-6342 | 福岡県 大分県 佐賀県 宮崎県 長崎県 鹿児島県 熊本県 |
| 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 | 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-1673 | 沖縄県 |

このほか、地方農政局等の県域拠点においても相談を受け付けています。

農林水産省のホームページでは、6次産業化に関する詳しい情報を掲載しています

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>

6次産業化



6次産業化フリーペーパー

事業者の紹介や6次産業化プランナーのインタビューなど、楽しく役立つコンテンツが盛りだくさん！ぜひご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/6channel/index.html>

6次産業化フリーペーパー



We are 6次化生活！Web記事・動画特集

6次産業化の取組について理解を深めていただけるよう、新たな動向や取組をご紹介します。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/6channel/web-top.html>

6次産業化 Web記事



農林水産省食料産業局産業連携課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2-1 電話：03-6738-6473

4 地域の食の絆強化推進運動事業

【令和3年度予算額 9（9）百万円】

<対策のポイント>

学校等施設給食における地域の農林水産物の活用を推進するため、給食事業者と生産者や行政とのミスマッチの調整、情報共有や地域の農林水産物の活用に向けての協働への働きかけを行う地産地消を推進する**コーディネーターの育成・派遣**を支援します。

<事業目標>

食育推進基本計画の目標の達成 [令和7年度まで]

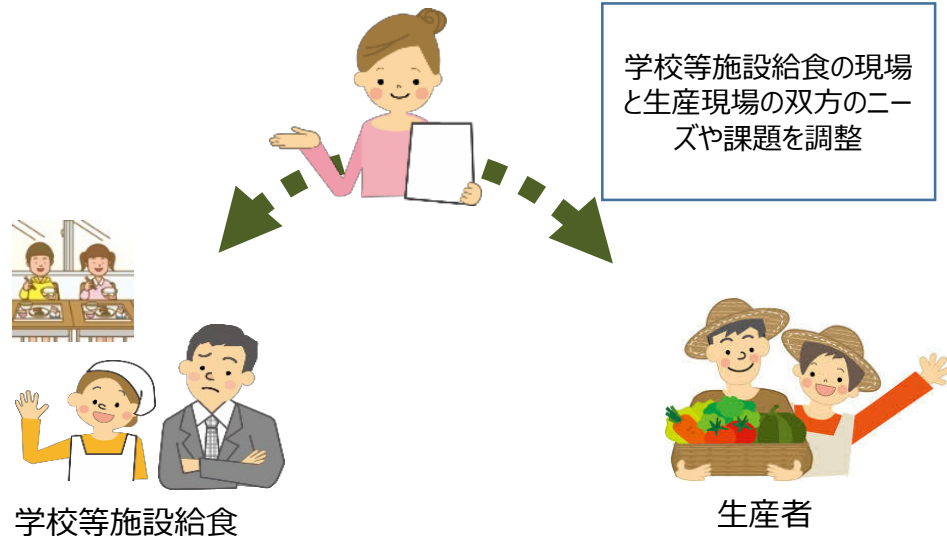
<事業の内容>

学校等施設給食の地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣を支援します。

<事業イメージ>

地産地消コーディネーター

学校等施設給食の現場
と生産現場の双方のニ-ズ
や課題を調整



1. コーディネーターの育成

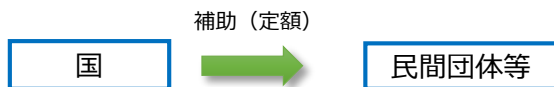
地域の農林水産物の利用拡大や供給体制づくりに詳しい専門家である地産地消コーディネーターを育成するため、地域の農林水産物の活用に取り組む**全国の学校等施設給食関係者、生産者及び地方公共団体担当者等を対象**に、派遣実績のあるコーディネーターや派遣地区の担当者を講師とする**優良事例等を広める研修会**を支援します。

2. コーディネーターの派遣事業

(コーディネーターの派遣とモデル地区の構築)

学校等施設給食における地域の農林水産物の更なる利用促進を図るため、**学校等施設給食側と生産者側双方のニ-ズや課題を調整する専門家（地産地消コーディネーター）の派遣**を支援します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>
 食育や地産地消の推進、和食文化の保護・継承を図るため、**地域の関係者が取り組む食育及び地産地消コーディネーターの派遣等を支援するとともに食育推進全国大会、消費者とつながる農林漁業者等によるデジタルを活用した食育を促進するための取組、地域の食文化の保護・継承、和食文化の継承を行う人材の育成等**を実施します。

<政策目標>
 第4次食育推進基本計画の目標の達成 [令和7年度まで]

<事業の内容> **<事業イメージ>**

- 1. 食育の推進**
- ① **食育活動の全国展開事業** 71 (58) 百万円
 食育の全国展開を図るため、食育推進全国大会において、食育活動表彰及び食育に関する調査・分析等を実施します。また、栄養・教育関係者と生産者との連携・協働を促進する取組、フードガイドの見直し及びデジタルを活用した食育を進めます。
 - ② **地域での食育の推進** 186 (245) 百万円の内数
 農林漁業体験の機会や共食の場の提供等、地域で行う食育活動を支援します。
 - ③ **地域の食の絆強化推進運動事業** 9 (9) 百万円
 学校給食等での地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣を支援します。
- 2. 食文化の保護・継承**
- 「和食」と地域食文化継承推進事業 72 (72) 百万円
 - ① **地域の食文化の保護・継承**
 各地域の郷土料理の調査・データベース作成・普及等を行います。
 - ② **和食文化継承の人材育成等**
 各都道府県において和食文化の普及活動を行う中核的な人材の育成等を行います。

食育の推進



食育推進全国大会や表彰等



デジタルを活用した食育の推進



栄養・教育関係者と生産者との連携推進



学校給食における地場農産物の活用

食育や地産地消の推進、
 和食文化の保護・継承

食文化の保護・継承



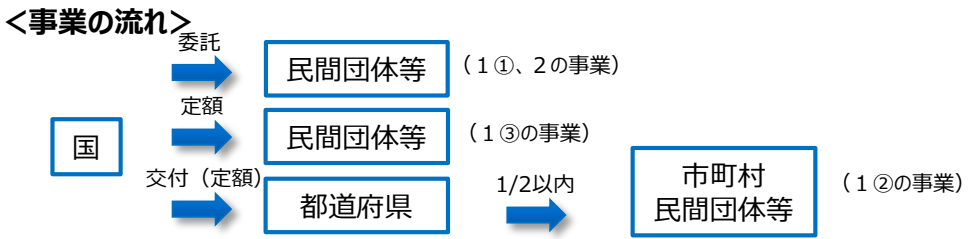
郷土料理の調査・データベースの作成・普及



和食文化継承の中核的な人材育成



子供たちへの和食文化の普及のための実践的な研修



[お問い合わせ先]

| | | |
|-----------|-----------------|-------------------------|
| (1 ①②の事業) | 消費・安全局消費者行政・食育課 | (03-6744-1971) |
| (1 ③の事業) | 食料産業局産業連携課 | (03-6744-2352) |
| (2の事業) | 海外市場開拓・食文化課 | (03-3502-3408) 9 |